

第16回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録（案）

◇日時：令和元年12月16日（月）午後2時00分～午後4時10分

◇場所：本庁 4階 合同委員会室

◇出席者

委員 片桐直人 布施正保 桐山修一 野島佳枝 磯部昌淳

傍聴人 なし

事務局 法務情報課：課長 島田康貴 課長補佐兼情報管理係長 柏田守彦

法務係長 岡崎剛史 法務係主事 伊勢巧馬、西川以純

担当課 庁舎建設室長 澤井宏実

庁舎建設室：課長 小野勝義 庁舎建設係長 増田亜樹

◇諮問案件 現在建設中の大和高田市役所新庁舎における防犯等カメラシステムの設置に伴う次の事項

- ① 個人情報を本人以外の者から収集することの必要性について
- ② 本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について

大和高田市個人情報保護条例の一部改正について

◇会議内容

事務局	<p>ただいまから、第16回大和高田市個人情報保護運営審議会を開催いたします。</p> <p>本審議会の開催に当たりましては、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市ホームページにおいて一般傍聴者を募集いたしました。その結果、本日は傍聴を希望される方はおられませんでしたのでご報告させていただきます。また、本日の会議内容につきましては、議事録作成の正確性を期するため事務局にて録音させていただきます。あらかじめご了承願います。</p> <p>それでは、初めに法務情報課長の島田からご挨拶を申し上げます。</p>
事務局（課長）	<p>こんにちは。法務情報課長の島田と申します。本日はご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日、ご審議いただきたい案件は、2件ございます。</p>

1 件目は、「現在建設中の大和高田市役所新庁舎に防犯カメラを設置することに伴う個人情報の本人外収集及び当該収集に係る本人通知の省略に関する諮問」でございます。前回の審議会でご審議いただきました「生活道路監視カメラ」に続いて監視カメラに関します諮問といたしましては2回目となります。こちらは、大和高田市個人情報保護条例第7条第3項第8号及び同条第4項に基づくものとなります。

そして2件目の「大和高田市個人情報保護条例の一部改正案に関する諮問」でございます。こちらは、平成29年に施行されました行政機関個人情報保護法の改正趣旨に鑑み、非識別加工情報制度への移行を念頭においた条例改正案について、委員の皆様からご意見をいただくもので、条例第36条第1項に基づく諮問としております。

諮問内容は、後ほど各担当課から説明をさせていただきます。委員の皆様には、ご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、先般、神奈川県で個人情報が含まれる公文書が保存されていたHDDが委託事業者において消去されず、転売されていたという報道がありましたので、本市における廃棄方法について、ご報告させていただきます。

本市におきましても平成28年度から、機器の廃棄を業者に委託しております。前年度まで、HDDは市の職員の手で物理的に破壊した上で、機器を委託業者に引き渡しております。ただし、今年度からは、この方法を止め、庁内において物理的破壊を本市職員の立会いの下で行ってもらうことを予定しています。この変更につきましては、今回の神奈川県の事件以前から予定していたことでありまして、専用機械ではなく電動ドリルを使用して破壊を行う職員の負担や安全に配慮したことによるものでございます。

また、今回の神奈川県の事件では、あらかじめ定められた手順が守られていなかったことも問題視されています。このことを拡大的に捉え、本市の委託業務全体において、契約内容の確認、見直し等を行うよう、各課に通知する準備をしているところでございます。

今回、事務局から諮問しております個人情報保護条例の改正案におきましても、審議会の関与を緩和するものと強化するものがございしますが、

	<p>個人情報の適正管理を推進していくためには、委員の皆様のお力添えが必要不可欠となってまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは早速議事に移らせていただきます。議事の進行に当たりましては、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第3条の規定に基づき、議長を片桐会長にお願いいたします。</p> <p>片桐会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>それでは議事を進めさせていただきます。</p> <p>次第1の「審議案件」に入らせていただきます。</p> <p>まずは、諮問事項（1）現在建設中の大和高田市役所新庁舎における防犯等カメラシステムの設置に伴う個人情報の本人外収集及び当該収集に係る本人通知の省略に関する諮問について、実施機関から説明をお願いします。</p>
実施機関	<p>（諮問事項の説明資料に基づき説明を行った。）</p>
議長（会長）	<p>委員の皆さんにご質問をお考え頂く間に内容を整理したいと思います。資料中、新庁舎の平面図の赤色の部分、これがカメラが設置される部分です。緑の部分撮影されている部分ということです。ただし、線を引いている場所（画角）によっては、その範囲内で撮影される可能性がある部分となっています。冒頭の実施機関からのご説明にもありましたとおり、庁舎には不特定多数の人が出入りする場所であり、窓口における不当要求行為や粗暴な行為などが起こっていることも事実としてあると聞いています。そのため、出入りする市民や勤務する職員、また財産保全の観点から庁舎を撮影するために防犯等カメラを設置するということです。他方、庁舎は人々が自由に出入りできる空間ではありますが、その出入り全体を監視するとなると市民に必要以上の恐怖感を与えることとなります。この観点から、防犯等カメラの設置及び運用が必要かつ十分なものとなっているか、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>今回カメラにより画像処理を行うということですので、撮影した後のデータの保管、あるいは漏えい対策等についても万全を期す必要があります。データの保護措置は講じられているか、また適切であるか、この点についてもご審議いただきたいと思います。</p>

	<p>その上で、本人の同意なく勝手に撮るということをするわけですから、個人情報の収集に当たっては本人同意を取ることとなっている条例の建て付けとの関係上、本人の同意なく防犯等カメラにより情報収集を行ってよいか、その点についてもご審議いただきたいと思います。</p> <p>これらの点を踏まえましてご質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>「防犯等カメラ」という用語が使われていますが、元々このような用語があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程第2条において「防犯等カメラ」を「防犯又は監視を目的としたカメラ」をいうと定義付けており、その用語を用いたものです。</p>
委員	<p>諮問別紙1ページの「諮問内容 2」において「本人以外の者から収集する個人情報は、個人の容貌及び姿態であり、映像で確認される個人を特定することが事実上困難である。」とあります。ここが少し分かりにくいです。</p>
実施機関	<p>個人情報の収集に当たっては本人同意を取ることが本市個人情報保護条例に定められています。カメラで撮影した画像も個人情報に入るとするならば、撮影した場合は本人に通知しなければならないという条例の規定が適用されるのですが、撮影されたのが誰かというのは特定できませんので、カメラで撮影をしているという旨の表示をすることで本人への通知を省略しようとするものです。</p>
議長（会長）	<p>委員がご指摘の箇所は私も分かりにくいと覚えているところでありまして、私の理解するところでは、この箇所について問題となるのは通知等の話ではなく、防犯カメラにより撮影することが本人以外の者から個人情報を収集していると呼べるのかという点ではないかということです。個人情報の収集に当たっては本人同意を取らなければならないとされていますが、防犯カメラでの撮影は勝手に行っているわけだから、撮影されているのが誰か分からず本人同意を取るのが難しいという前提があります。なので、防犯カメラで撮影を行うことにより、本人以外の者から情報を収集しているということが問題になるのではなく、本人の情報を取っているのではないということが問題になるという点を確認しま</p>

	<p>しょうということです。本人が確知できないのだから通知も当然できない、だからどうしましょうかという点を議論しなければならないということだと思います。防犯カメラでの撮影は同意が無ければ絶対にできないのでしょうか。本人同意も外せるのですか。</p>
事務局	<p>本人同意がなくてもできる場合があるとしています。</p>
議長（会長）	<p>であれば、当該箇所は本人の同意なく収集する場合に当たるということですね。「同意なく」というのはそういう意味です。同意を取るのが困難だからというのがその理由です。</p> <p>私からも質問ですが、規定上管理運用責任者と映像取扱者を決めなければならないとありますが、別紙資料の「設置届」ではどこに定められていますか。セキュリティ対策—その他の措置においては記載が見当たりませんが、管理運用責任者の職氏名、映像取扱者の職氏名の項目があるからあえて記載する必要はないのだと、その様にお考えなのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議長（会長）	<p>そうなりますと、異動があるごとに設置届を出さなければならないということになりますが、運用上その方針でいらっしゃるのでしょうか。</p>
事務局	<p>その方針です。</p>
議長（会長）	<p>もう一点の質問ですが、諮問別紙の3ページ「利用又は提供」の項目中、「2 設置目的の範囲内での利用又は提供」「3 設置目的の範囲外での利用又は提供」をご覧ください。今の区分は設置目的の範囲内か範囲外かの基準は、庁舎敷地内か敷地外かによるものとされていますが、目的の範囲内か範囲外かは敷地の範囲内か範囲外かには直接関係のないものです。目的の範囲内というのは、庁舎を訪れた市民、職員や市の施設に害が及ばないようにするということであると思います。その前提があるとして、市が確認した上で、警察に通報し防犯カメラのデータを提供する場合であれば目的の範囲内での提供であるし、庁舎敷地内で事案が発生したが市がそのことに気付いていないような場合で、市民が直接警察に通報し、通報を受けた警察が捜査を行うに当たり防犯カメラを見せる場合であれば、市が防犯カメラの映像を使って何かしようとか市民</p>

	<p>等の安全を確保するために映像を利用するのではなく、捜査協力の目的で出すということになりますので目的の範囲外での提供になると言えます。そうだとすると、庁舎敷地内で発生しているかどうかではなく、市が目的をもって映像を利用するのか、警察に言われて映像を出すのか、ここが重要になってくるのではないかと考えますがいかがでしょうか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>目的の範囲内又は範囲外の判断については、庁舎内で発生した犯罪等について市が事実関係を確認した上で警察に更なる捜査を求める目的で出すという場合は設置目的の範囲内の利用であると整理したために、設置目的の範囲外の利用は庁舎外で起こった犯罪等における利用の場合という解釈をしております。資料の記載とは異なるものとなりますが、警察に対する提供を行う場合は、通常の個人情報における運用と同様、目的外での外部提供とした方が適切ではないかと考えているところです。ですので、資料から少し訂正をさせていただきますが、会長のおっしゃるとおり、庁舎敷地内で起こった事案の事実確認のための利用であれば目的の範囲内、それに対応して警察が捜査をするに当たって映像を提供する場合は、目的の範囲外とさせていただきたいと思えます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>今回整理がすごく難しいということがありますが、例えば庁舎で市民さんが暴漢に襲われたとして市役所職員で取り押さえた。そこで加害者に対してお前は誰だ等を聞いてその後警察を呼んだとして、警察から加害者から聞き取った内容を教えてくれと市職員が言われたときに、それは個人情報であって目的の範囲外だから出せません、あるいは何かしら手続が必要ですよという話にはならないと思います。それはなぜかという、市職員さんは市民の安全を守る責任があるために取押さえ及び聞き取りを行った上で警察を呼ぶことをしたのであって、そのために警察に聞き取った内容を言うことは、目的の範囲内であるということが出来るからです。他方で、庁舎で市民さんが置き引きにあつて市職員に何も言わずに警察に連絡をした。それを受けて警察が来て、被害が起きた場所当たりの周辺情報等何かしらの情報提供を求められたときの場合は、先ほどとは質的に違うケースであると思うのです。今回の諮問案件における防犯カメラは、人や庁舎の財産管理の安全を保全するために設置するも</p>

	<p>のでありますので、その事案を処理するために警察に何かしらの情報を出すというのであれば、それは目的の範囲内の利用と言えます。</p> <p>他方、市が何も把握していない状態で通報がありましたので情報提供してくださいという場合ですと、また異なる対応になると思います。この点において、別紙資料の2と3の区分（庁舎内で起こった事案に係る映像の利用を目的の範囲内とし、庁舎外で起こった事案に係る映像の利用を目的の範囲外とする）ですと不足があります。先ほど、実施機関から説明のあったように、警察への提供を全て目的の範囲外だとする考えもあるとは思いますが、警察に提供する場合はその都度手続を踏まなければならないとするのもやりすぎではないかとも思います。そのような運用にして防犯カメラを設置した目的の達成が十分にできるのかと言う懸念もあるのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>庁舎内で発生した事案に係る利用提供を目的の範囲内と限定して、それ以外を範囲外とするのはいかがでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>庁舎で発生したありとあらゆる事柄というわけにはいかないのです。防犯カメラを設置しているのは庁舎で起こった全ての事柄を監視するためというのであれば、何を監視すべきで何が監視する必要性が低いのかという議論も必要になってきます。今回の諮問は、市民や庁舎の保全を害するおそれのあることが起こり得るという認識の下、防犯カメラにより監視することについて議論していますから、庁舎内で起こったことを目的の範囲内とすると、それは範囲として広過ぎるのかなと思います。</p>
委員	<p>今の話でいきますと、庁舎内で置き引きがあつて市職員が誰も気付いていない場合は目的外利用であると。これは納得できたのですが、庁舎内の設備が毀損された場合であつて市職員が誰も気付いていないような場合はどうなるのでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>物に対する毀損行為があつたとして、これも誰が発見するのかという点が大事だと思います。それを市職員が発見すれば先ほどの現行犯で取り押さえた場合（庁舎で市民が暴漢に襲われ市職員が取り押さえた場合の例）と同じになると思います。物の場合に問題となるのは、市民から毀損行為があるということで警察へ通報がなされて警察が来た場合、市</p>

	<p>職員はその時点で気付いていないのだからいったい何が起きたんだと確認する間もなく警察の活動が始まっていくということだと思います。この類型は、警察が突然乗り込んできて情報を押さえていくということと紙一重なはずで、こういった場合に本当に通報があったのか、捜査を行うに当たって適正な手続は踏んでいるのか等を、市側としては確認する必要はあると思います。この場合の映像の利用に関しては、やはり目的の範囲外の利用ではないかと個人的には思います。</p>
事務局	<p>事務局といたしましても、庁舎内か庁舎外かというのは目的を判断する際のメルクマールの一つと考えておりまして、目的の判断に当たっては諸般の事情を総合衡量していく立場に立っております。その中で目的を推認する強い事実としては、端緒がどこにあるのかという点だと考えておりまして、捜査機関が犯罪を発見した場合等、いわゆる捜査活動が端緒になっている場合であれば目的の範囲外の利用である場合が多いと考えております。一方、市側が設備の破損を発見した場合等であれば、主目的が庁舎管理ということになりますので目的の範囲内の利用になることが多いだろうと考えております。総合衡量した上での判断となりますので、捜査機関が犯罪を発見しそれがイニシアチブを持ったとしても、市側もその犯罪を発見していたような場合で既に対応しているときであれば、捜査機関の照会があったとしても目的の範囲内の利用になるのではないかと考えております。</p>
議長（会長）	<p>事実の総合衡量をしなければならないというのはおっしゃる通りなのですが、総合衡量としてしまうと現場の裁量が大きくなってしまいますので、メルクマールをはっきり構築しておくことが重要となります。その点においては、できるだけ出さないという方向で行くのが条例の建て付けとの関係上良いのではないかと思います。その限りでは、先ほどの例でいうと、誰が発見したかにかかわらず警察から防犯等カメラ映像を求められた場合を目的の範囲内としてしまうと広過ぎるのではないかと思います。</p> <p>もう少し細かいところを言うと、他市では防犯カメラをどこにつけるのか、画角はどのようなのかについても諮問されているところが多いのですが、</p>

	<p>一般人が通常自由に入出入りできるような場所にいたずらにカメラが設置されていないかという点が気に掛かります。例えば、公民館の入り口に設置される防犯カメラで中から外、外から中の2箇所設置されるものであれば、中から外を撮るものは一般道を通る車両や人が映り込んでしまいますので、外から内に向けて撮ればいいのではないかといった内容の議論が行われることが考えられます。この観点から資料を見ていますと、今は割合絞り込まれているのではないかと思います。この点において、何かご意見があれば出していただきたいのと、今回の案件は庁舎管理ですので庁舎内が映ればいいのではと思います。</p>
委員	<p>今の案で市職員が業務をされている場所は、ほぼ網羅されているのでしょうか。</p>
実施機関	<p>職員が市民と接する場所については網羅しております。</p>
委員	<p>防犯カメラを設置している場所は市民も知ることができると思いますので、例えば防犯カメラに写らない様な場所に市民が市職員を連れ出すなど、何か暴行などがあつたりするような場合に警察がその映像を利用する場合も当然あるでしょう。防犯カメラに写っていない場所での事案にはどう対処されるのでしょうか。</p>
実施機関	<p>我々は、庁舎管理と言う観点から今回の諮問をさせていただいておりますので、庁舎内については提示したとおりです。庁舎外においてご質問のような事案が起こった場合につきましては、不当要求行為や特定要求行為に当たりますので、法令遵守条例による対応を行うこととなります。</p>
委員	<p>今の質問と関連しまして、1階や2階の平面図を拝見しますと、お手洗い等、サブの部分は防犯カメラの死角となるのではないかと思いますのですが、通行できる人が限られるところとなるのでしょうか。</p>
実施機関	<p>この部分はセキュリティの関係上職員専用のゾーンとなっています。少し足りていないと感じる部分もありますので、この辺りには防犯カメラを追加していく方向であります。</p>
議長（会長）	<p>トイレについては考えるのが難しく、人の目が届かないという点で監視の必要性がある一方、高度のプライバシーが守らなければいけない</p>

	<p>場所でもあるのです。そこを記録するために防犯カメラを設置することは妥当なのか、本当に必要であるのか、その点について精査する必要があるかと思えます。先ほど、委員から庁舎外への連れ出しがあった場合に関するご質問がありましたが、防犯カメラに全ての犯罪の可能性に対応することを求めると、いわゆる監視社会のような、我々の生活は全て監視しなければならないという話にもつながりかねません。死角になるような部分については、市職員さんにご対応いただくというのが筋ではないかと思えます。</p>
委員	<p>別紙資料の設置届において、プライバシー侵害の程度が大きい部分にマスキング処理をするとありますが、マスキングされている部分はカメラにも写らないし、HDDにも保存されないという理解でよろしいでしょうか。モニターにもマスキング処理された状態で映るのでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>「セキュリティー仕様—その他の措置」について、前回の審議会でも同様の議論があったかと思えますが、映像を提供したときで、当該映像に個人が特定されないための措置を講じたときは当該措置を講じる前の映像を保管する、これは良いと思うのですが、措置を講じたあとの映像については保管されないのでしょうか。市としてそういった加工を行ったのでありますから、それについても保管の必要性があるのではと思えますが。</p>
実施機関	<p>おっしゃるとおりです。複製したものと同じものを市としても持つておかなければならないかと思えます。</p>
事務局	<p>前回諮問させていただいて制定しました、大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程第9条第2項において、個人が特定されないための措置を講じたときは、当該措置を講じる前の映像を保管するものとする定められております。運用を変えるのであればこの規定の見直しを行う必要があります。</p>
議長（会長）	<p>前回の議論では、当初加工する前の映像を保管するという話はなかったのですが、議論を行っていく中で、元データは14日間で消えていくのだから複製後のものしか残らない、それがどのような加工をされたの</p>

	<p>か、流通しているものが提供したものと同一のものなのかについて検証できないために、コピーが存在している間は原本を無加工のままで残しておこうという話になったかと思います。委員がおっしゃるのは、何を複製したのかをきちんと取っておくべきだという考えで、それも一つの考えであると思いますが、複製物をできるだけ作らないという考えからは検討の必要があると思います。また、どのような加工がされたのかという加工のコントロールからの話ですが、その検証は原本さえあれば可能ではないかと思います。ですので、映像の提供を行う場合は、提供するデータについてのみ加工を行って、加工されているのはそれしかありませんということにするのも良いのではないかなと思います。ただ、委員がご指摘のような懸念もあるかとは思いますが、事務局の方で整理をお願いします。管理運用規程も変更の必要があれば改正を行うということによろしいでしょうか。</p> <p>また、サーバ上のHDDについては、神奈川県的事件でもご承知置きのとおり、上書きしても復元できるということが分かりましたので、物理的破壊について徹底していただき、提供先における破棄についても合理的な範囲での徹底と継続した検討をお願いしたいと思います。</p> <p>他にご質問はありませんか？無ければ審議に移らせていただきます。</p> <p>「個人情報をも本人以外の者から収集することについて」ですが、いかがですか？</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>異議なしと認めます。</p> <p>また、「本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について」ですが、こちらについてはいかがですか？</p>
委員	(異議なし)
	<p>異議なしとのことですので、審議の中で指摘があったことについて検討を行うことを条件として、本件諮問を承認することとします。</p> <p>続いて、諮問事項(2)「大和高田市個人情報保護条例の一部改正案」に係る諮問について、実施機関からの説明を求めます。</p>
実施機関	(諮問事項の説明資料に基づき、説明を行った。)

委員	<p>条例案第2条第3項について、要配慮個人情報の範囲を挙げていただいています、LGBTについてはどこに入るのでしょうか。</p>
実施機関	<p>LGBTについては病気や障害ではないという考え方もあり、入らないかと・・・</p>
議長（会長）	<p>それについては、LGBTをどう理解するのか、LGBTであるという情報をどういった形で収集するのかによります。例えば、LGBTの方が性別転換する場合は性同一性障害という診断がなされることとなりますが、その情報を市として病院等の機関が収集することになれば、当該情報は④病歴、⑦心身の機能の障害、⑧疾病の予防及び早期発見のための健康診断等の結果、あるいは⑨医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われた事実にあたります。また、自らの性的指向として事実婚状態にあるパートナーがいるという情報を仮に市が収集することになれば、当該情報は③社会的身分にあたります。要配慮個人情報についてはかねてより疑問に思っていることがありますが、センシティブ情報について、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めるときは収集の制限から除外するという規定は残り続けるのですか？国の場合は犯罪歴や戸籍などの身分関係の情報については取得するのが当たり前であるという建て付けになっていて、ただし、センシティブ情報に当たる場合は、厳重保管を行うという形になっています。本市の場合は、法令によらずにセンシティブ情報を収集するときは、審議会のチェックを経るということによろしいのですね。というのもこれまでの審議会は多くて年2回程度行われていて、その回数で丁寧なチェックができるのかということと、今後も継続できるのかという点が気になるのですが。</p>
実施機関	<p>今後は年3回行うことを予定しています。現在センシティブ情報を収集している中で、例えば叙勲に関する事務を行う際に犯罪歴を収集しているのですが、叙勲については法令に定めがありませんので審議会に諮る必要が出てきます。犯罪歴をセンシティブ情報から外すことも考えたのですが、現在の潮流に逆行する形になりますのでそれも妥当ではないと考え、現行の規定を維持することとしました。今回、個人情報取扱事</p>

	<p>務の届出を適正化させるための改正を併せて行う予定です。その結果によっては、当該規定を見直すことも視野に入ってきますが、一旦はこの形で運用していこうと考えています。</p>
議長（会長）	<p>条例案第6条第3項について、報告というのは年1回ですか、それとも都度報告でしょうか。つまり、取扱事務を開始する前に報告を行うのか事後報告を行うのかどちらでしょうか。</p>
実施機関	<p>事後報告です。審議会で意見が出た場合は、その意見を踏まえて修正を行っていきますが、取扱事務自体は継続して行います。</p>
議長（会長）	<p>1つ前の審議会から当該審議会の間までに届出のあった事務について報告を行い、それを受けて審議会から意見をし、その意見を踏まえて運用の改善を図っていくということですね。従来は諮問に挙げる際のしゅん別について疑問があったり、漏れがあるのではと思われることもあったのですが、そういった点が改善されますので、審議会の立場としても良いのではないかと思います。</p> <p>質問ですが、別紙資料の条例案第8条についてですが、「不当に侵害するおそれのない」、この文言は少し不自然ではないでしょうか。まず侵害があって、それが不当な侵害と正当な侵害に分けられる。不当な侵害についてはこれが起きるおそれがあるから単に不当な侵害がある場合よりも少し広い。確認ですが、不当な侵害のおそれがないということは、不当な侵害がないというだけでは利用の可能性が広がりすぎるので、おそれがあることもやはり駄目だとするのが今回の改正の趣旨でしょうか。旧規定は「個人の権利利益を侵害することがない」としているのですが、侵害があること自体が駄目であるという点と、どのような場合に侵害があると言えるのかという点の2点が旧規定上問題となるわけですね。侵害があっても利用できるとした一方、侵害があっても利用できることとすると広過ぎるので、不当な侵害があるおそれがある場合を制限することで範囲を狭くした。このような趣旨の改正だということよろしいでしょうか。</p>
実施機関	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>私としては理解しましたが、委員の皆様はいかがでしょう。文言と</p>

	して難しい印象があるがこれでよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>続いて、条例案第10条について、結合制限というのはネットワークを介して大規模データをやり取りする場合の、ネットワーク上のリスクに対応したものです。本市内の他の実施機関との結合については、基本的に庁舎内のLANを利用しているから本市のネットワーク自体に問題がない限りは基本的にセキュリティ上安全であると。第3号は国が用意しているネットワーク(LGWAN)により結合するとき、第4号が審議会に諮問した上で結合するときです。こちらは特に問題ないと思います。</p> <p>条例案第15条について、第1号ですが「開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とはいったいどういう意味でしょうか。</p>
実施機関	カルテや反省文、作文のような著作物はそれ自体では個人を識別することはできませんが、著作権法などで守られる権利ですのでこれらの情報を保護の対象とする趣旨です。
議長 (会長)	<p>疑問は2つありまして、まずこの条文の書き方ですと「又は」は「個人情報」と「おそれがあるもの」を結んでいることになりませんか？旧規定は「開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」でしたが、今回の改正案は「識別することはできないが、」としたことにより、「開示請求をした者以外の者に関する個人情報」と「・・・権利利益を害するおそれがあるもの」が並列することになりおかしいのではないかと。直すとするなら「開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできない情報であって、」に、本来であればなるのではないのでしょうか。</p> <p>もう一つは、「開示請求をした者以外の者に関する個人情報」と「開示</p>

	<p>請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を出しては駄目としてしまうと何も出せないのではという疑問があります。例えば話ですが、ある土地に財産が埋蔵されているという情報を市が保有している場合に、隣人が当該土地に財産があるらしいとの理由で私が住んでいる地域一体の情報というような形で、私に関する情報という理由で開示請求をした。この場合に個人の名前等を隠して出したとしても、その財産情報を出すことそのものが個人の権利利益を害するから、それを隠してあげなければならないから当該財産情報は非開示とするということでしょうか。そのような場合はそもそもあるのですか？</p>
実施機関	<p>よくある例ですと、プロポーザルのプレゼン資料中の表現の仕方等が当たるかと・・・</p>
議長（会長）	<p>それは第三者情報に当たるのではないのですか？第三者に関してはそもそも個人情報に当たる時点で出してはいけないとすべきです。また、第三者の情報に個人情報が当たらない場合であっても、何らかの権利利益を害する可能性があればそれも不開示にしようという趣旨から今回の案のように改正されるのですよね。そうであれば「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、」の部分は必要ないかと思われませんが・・・</p>
事務局	<p>開示請求をした者以外の個人情報については、個人に関する情報であることに加え、識別可能性がある情報が考えられるとしています。「又は」以降は個人に関する情報であるが識別性がない情報を想定していますので、端的に言うと、個人に関する情報ではあるけれども識別可能性のない情報のことを「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、」で書き表す意図であります。</p>
議長（会長）	<p>その整理でよいかはもう少し議論が必要ではないかと思います。規定ぶりについては、私が先ほど提案した形（条例改正案第10条第1号の規定中「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、」までを削る形）で実施機関がおっしゃる意図が書き表せているのではないかと思います。</p>

事務局	その規定ぶりでは重なる部分が出てくるのではないかと思います。
議長（会長）	<p>「又は」で結んでいるので、重なっても問題はないかと思います。旧規定は、個人情報に当たるけれども、なお権利利益を侵害するおそれがある情報に限るとする建て付けなので不開示理由として狭すぎると感じます。条例案第16条、第32条についてはこの形でよいかと思います。</p> <p>15条ですが、一旦整理した方がよろしいかと思いますので、1月30日改正予定の審議会で再度審議にかけるという形でもよろしいでしょうか。整理したうえで規定ぶりを考えるという方法でよいかと思います。委員の皆様もそれでよろしいでしょうか。</p>
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>それでは、15条については次回に持ち越したいと思います。15条について何かお気づきの点がありましたら、事務局の方まで随時ご連絡いただければと思います。15条以外の部分については、基本的に議論は既に終わっていることを前提として、次回の諮問を行いたいと思います。</p> <p>以上で、本日の議事は全てとなります。</p>
事務局	<p>本日は、貴重なご意見、ご提言を賜り、誠にありがとうございました。審議内容につきましては、事務局にて「答申書」、「会議要録」としてとりまとめ、委員の皆様のご確認を経た後、市長へ報告させていただきたいと存じます。</p> <p>また、次回の審議会の日程につきましては事前に御案内させていただいておりますとおり、令和2年1月30日（木）午後2時からを予定しております。諮問事項につきましては、1月中ごろに資料送付できるよう、準備してまいります。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に、委員の皆様から、何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、本日の審議会は閉会といたします。</p> <p>長時間のご審議ありがとうございました。</p>